旭トステム外装のAT-WALLは、充実した品質保証システムにより皆様に安心をお届けしています。

製品本体保証 【製品本体（同質出隅・袖壁パネル含む）保証について】

保証対象

2016年1月以降出荷の旭トステム外装【AT-WALL】工場塗装品の本体・同質出隅＊・袖壁パネルとします。（無塗装品は除く）
＊軒天用ワイド、軒天用有孔板は除きます。また同質出隅には、同質ミドル出隅、同質ワイド出隅、同質長尺出隅を含みます。

保証内容

1.基材
（1）著しい割れのないこと。全幅にわたって割れている状態をいいます。ただし、切断、加工した部分を除きます。
（2）著しい欠損、剥がれがないこと。基材の一部が欠け損じ、またはめくれ、剥がれ落ちて下地が露出している状態をいいます。
（3）脱落のないこと。
（4）著しい反り、うねりのないこと。幅455mmに対し、反り、うねりの高さが5mm以上ある状態をいいます。
2.塗膜　表面塗膜（工場塗装品のみ）の著しいふくれ、剥がれ、変褪色がないこと。

保証期間

通常の使用環境下において製品を使用した住宅、建築物の施工完了からの年数です。但し、この保証に基づき補償が行われた場合において、その後の保証期間は、当初の保証期間の残余期間とします。
1.基材　20年（18VZ・15EN・15E・15EF・Archiシリーズ）（※AT-WALL Archiシリーズは2023年2月以降出荷されたもの）
15年（15PZ・15PN・15P・15PFシリーズ）
10年（上記以外の工場塗装品）
2.塗膜　2年間

保証対象条件

1.弊社が保証対象者に対して個別に保証書を発行した新築物件とさせていただきます。
2.原則として、専門施工ができる工事業者または日本窯業外装材協会（NYG）サイディング施工士＊が施工、管理し、施工管理報告書が提出された物件とさせていただきます。
3.日本国内の新築の木造軸組建築物・木造枠組み壁工法（2×4）建築物、および、鉄骨造建築物（鉄骨胴縁・木胴縁工法）とし、かつ弊社純正の同質部材・純正金具・純正ビスおよび釘を使用し、設計・施工時の最新版の「AT-WALL窯業系外装材総合カタログ」の技術資料および別冊「AT-WALLテクニカルガイド」に従って設計施工された物件とさせていただきます。
4.特に通気構法がなされていない場合は、保証の対象外となりますのでご注意ください。
＊NYGが主催する「窯業系サイディング施工士認定試験」の合格者に与えられる資格です。優れた技能と最新の知識を有した、外装工事の専門技術者です。

保証対象者

保証書の発行対象者は、元請業者様（住宅会社様、工務店様）とします。

補償方法

弊社は検査と調査の上、製品に不具合があると決定した場合は弊社の判断により次のいずれか1つの方法により補償します。
1.不具合部分を補修します。
2.不具合部分を対象とした代替製品を無償提供します。※
3.保証対象者に返金します。※
施工後2年以内に発覚した不具合の場合、弊社が査定する製品価格を上限に負担します。
施工後3年目以降保証期間満了までの期間については、経過年数毎に減額された製品査定額を上限に負担します。
※防水紙、シーリング材、留め金具、胴縁その他の部材、労賃については負担しません。

免責事項

（1）最新版の「AT-WALL窯業系外装材総合カタログ」の技術資料、別冊「AT-WALLテクニカルガイド」に記載された事項に従わない設計・施工により不具合が生じた場合。
（2）純正同質部材・純正留め金具、純正ビスおよび釘を使用しなかった場合、および弊社の製品以外の部材による不具合の場合。
（3）釘部の錆やもらい錆および金属製の化粧部材（水切り・出隅等）による不具合の場合。
（4）外壁材が変質・変形する恐れのある場所に使用された場合、および変質・変形の恐れのある施工がなされた場合。
（5）入居者（管理人を含む）または第三者による維持管理不行き届きならびに故意・過失により不具合が生じた場合。
（6）外壁工事完了後に、増築・改築・修補（事故の修補、再塗装・補修塗装も含みます。）の工事を行った場合。
（7）外壁工事完了後に、設備機器・看板・サンルーム等の取付工事等により不具合が生じた場合。
（8）建物自体の変形や変位により不具合が生じた場合。
（9）下地材の腐食、経年変化による下地材の反り、くるい等により不具合が生じた場合。
（10）釘頭のタッチアップなどの補修塗料使用箇所。
（11）タワシ・ブラシ等不適当な器材および薬品を用いた洗浄による損傷の場合。
（12）汚れ（伝い水による汚れを含む）・錆・カビ・こけ・藻等による外観上の変化の場合。
（13）特殊環境地域による損傷の場合。（温泉場・焼却場・競泳場）（特殊ガス・熱・酸・アルカリ・塩類を発する施設や工場地域）（塩害地区、湖・河川等の周辺で常時しぶきがかかるような地域）（煙塵および金属粉・石粉が堆積する地域）等および公害による損傷の場合。
（14）異常現象（天災・台風・洪水・地震・落雷・つらら等）による損傷の場合。
（15）不適切な保管・取扱いにより不具合が生じた場合。
（16）施工工事による不具合の場合。
（17）損傷ないし不具合を放置したために生じた拡大損傷の場合。
（18）契約当時実用化された技術では予測することが不可能な現象が原因で生じた不具合の場合。
（19）内部結露および伝い水によって基材に損傷（含む凍害）が生じた場合。
（20）弊社推奨のマスキングテープ以外による塗膜剥がれおよび粘着テープ貼り等による塗膜剥がれ。
（21）経年変化による微細な塗膜のひび割れ。
（22）不適切なメンテナンスによる損傷の場合。
（23）仕様を無視する環境、工程、工法等の条件下で施工をした場合。
（24）外壁材としての機能や性能を損うことがない軽微なクラック。
（25）保証書発行申請書および施工管理報告書（チェックシート）に事実と異なる記載があった場合。
（26）沖縄県で使用された場合。
（27）施工管理報告書（チェックシート）のチェック欄が「×」であった項目に起因する不具合の場合。
（28）保証期間を経過後に申し出た場合。

保証書発行条件

弊社指定の「保証書発行申請書」と「保証物件施工管理報告書」に必要事項をもれなくご記入の上、施工完了後3か月以内に弊社支店・営業所へご提出ください。
なお、この保証は雨漏り等の現象および純正付属部材に関する保証ではありません。
※「AT-WALL塗り壁」の品質保証については、P.207もしくは「AT-WALLテクニカルガイド」をご参照ください。

保証の手順

保証申請は右の手順で進めてください。

申請者（住宅会社様）
↓ 〈保証書発行申請書〉
旭トステム外装（株）
↓ 〈保証書〉
申請者（住宅会社様）

必ずお守りください

弊社指定の「保証書発行申請書」と「保証物件施工管理報告書」に必要事項をもれなくご記入の上、施工完了後3か月以内に弊社支店・営業所へご提出ください。

塗膜の変色・褪色30年保証 塗膜の変色・褪色20年保証 塗膜の変色・褪色15年保証 塗膜の変色・褪色10年保証【本体（同質出隅・袖壁パネル含む）塗膜の変色・褪色30年・20年・15年・10年保証について】

保証対象

2016年1月以降出荷の旭トステム外装「AT-WALL」工場塗装品の本体・同質出隅＊・袖壁パネルおよびデザインパーツの対象商品、但し30年保証は2018年11月以降出荷されたものとする。

＊同質出隅には、同質ミドル出隅、同質ワイド出隅、同質長尺出隅を含みます。

保証内容

塗膜に著しい変褪色がないこと。「著しい変褪色」とは、建築後の年数を考慮して外壁材外観が見苦しく、社会通念上、明らかに補修が必要となる場合をいいます。尚、保証内容に抵触するか否かについては、旭トステム外装株式会社が品質保証条件と免責事項を確認した上で、判断するものとします。

保証期間

通常の使用環境下において製品を使用した住宅・建築物の施工完了からの年数です。ただし本保証に基づき補償が行われた場合でも、その後の保証期間は当初の保証期間の残余期間といたします。

30年：18VZ（2018年11月以降出荷されたもの）
20年：15EN、15E、15EF、Archiシリーズ各商品（※AT-WALL Archiシリーズは2023年2月以降出荷されたもの）
15年：15PZ、15PN、15P、15PFシリーズ各商品、およびデザインパーツ該当商品
10年：デザインパーツ該当商品

保証対象条件

1.弊社が保証対象者に対して個別に保証書を発行した新築物件とさせていただきます。
2.原則として、専門施工ができる工事業者またはNYGサイディング施工士＊が施工、管理し、施工管理報告書が提出された物件とさせていただきます。
3.日本国内の新築の木造軸組建築物・木造枠組み壁工法（2×4）建築物、および、鉄骨造建築物（鉄骨胴縁・木胴縁工法）とし、かつ弊社純正の同質部材・純正金具・純正ビスおよび釘を使用し、設計・施工時の最新版の「AT-WALL窯業系外装材総合カタログ」の技術資料および別冊「AT-WALLテクニカルガイド」に従って設計施工された物件とさせていただきます。
4.特に通気構法がなされていない場合は、保証の対象外となりますのでご注意ください。
＊NYGが主催する「窯業系サイディング施工士認定試験」の合格者に与えられる資格です。優れた技能と最新の知識を有した、外装工事の専門技術者です。

保証対象者

保証書の発行対象者は、元請業者様（住宅会社様、工務店様）とします。

補償方法

弊社は検査と調査の上、製品不具合があると決定した場合は弊社の判断により次のいずれか1つの方法により補償します。
1.不具合部分を補修します。
2.不具合部分を対象とした代替製品を無償提供します。※
3.保証対象者に返金します。※
施工後2年以内に発覚した不具合の場合、弊社が査定する製品価格を上限に負担します。
施工後3年目以降保証期間満了までの期間については、経過年数毎に減額された製品査定額を上限に負担します。
※防水紙、シーリング材、留め金具、胴縁その他の部材、労賃については負担しません。

免責事項

（1）最新版の「AT-WALL窯業系外装材総合カタログ」の技術資料、別冊「AT-WALLテクニカルガイド」に記載された事項に従わない設計・施工により不具合が生じた場合。
（2）純正同質部材・純正留め金具、純正ビスおよび釘を使用しなかった場合、および弊社の製品以外の部材による不具合の場合。
（3）釘部の錆やもらい錆および金属製の化粧部材（水切り・出隅等）による不具合の場合。
（4）外壁材が変質・変形する恐れのある場所に使用された場合、および変質・変形の恐れのある施工がなされた場合。
（5）入居者（管理人を含む）または第三者による維持管理不行き届きならびに故意・過失により不具合が生じた場合。
（6）外壁工事完了後に、増築・改築・修補（事故の修補、再塗装・補修塗装も含みます。）の工事を行った場合。
（7）外壁工事完了後に、設備機器・看板・サンルーム等の取付工事等により不具合が生じた場合。
（8）建物自体の変形や変位により不具合が生じた場合。
（9）下地材の腐食、経年変化による下地材の反り、くるい等により不具合が生じた場合。
（10）釘頭のタッチアップなどの補修塗料使用箇所。
（11）タワシ・ブラシ等不適当な器材および薬品を用いた洗浄による損傷の場合。
（12）汚れ（伝い水による汚れを含む）・錆・カビ・こけ・藻等による外観上の変化の場合。
（13）特殊環境地域による損傷の場合。（温泉場・焼却場・競泳場）（特殊ガス・熱・酸・アルカリ・塩類を発する施設や工場地域）（塩害地区、湖・河川等の周辺で常時しぶきがかかるような地域）（煙塵および金属粉・石粉が堆積する地域）等および公害による損傷の場合。
（14）異常現象（天災・台風・洪水・地震・落雷・つらら等）による損傷の場合。
（15）不適切な保管・取扱いにより不具合が生じた場合。
（16）施工工事による不具合の場合。
（17）損傷ないし不具合を放置したために生じた拡大損傷の場合。
（18）契約当時実用化された技術では予測することが不可能な現象が原因で生じた不具合の場合。
（19）内部結露および伝い水によって基材に損傷（含む凍害）が生じた場合。
（20）釘留め部分。
（21）同質出隅の面取り部分及び袖壁パネルの左右合じゃくり部。
（22）純正品のマスキングテープ以外による塗膜剥がれおよび粘着テープ貼り等による塗膜剥がれ。
（23）経年変化による微細な塗膜のひび割れ。
（24）不適切なメンテナンスによる損傷の場合。
（25）保証書発行申請書および施工管理報告書（チェックシート）に事実と異なる記載があった場合。
（26）沖縄県で使用された場合。
（27）施工管理報告書（チェックシート）のチェック欄が「×」であった項目に起因する不具合の場合。
（28）保証期間を経過後に申し出た場合。

保証書発行条件

弊社指定の「保証書発行申請書」と「保証物件施工管理報告書」に必要事項をもれなくご記入の上、施工完了後3か月以内に弊社支店・営業所へご提出ください。

なお、この保証は、汚れ、カビ、こけ、藻等による外観上の変化に関する保証ではありません。

エクセレントシール VSLM5 品質保証

旭トステム外装のエクセレントシール VSLM5は、充実した品質保証システムにより皆様に安心をお届けしています。

【エクセレントシール保証について】

保証対象

2016年1月以降出荷の旭トステム外装[AT-WALL]エクセレントシール
ただし、対象となるAT-WALL本体および同質出隅*とともに施工した物件に限ります。
AT-WALL 15F・14RW・14FWシリーズとともに施工した場合は2021年10月以降の出荷分とします。
＊同質出隅には、同質ミドル出隅、同質ワイド出隅、同質長尺出隅、同質長尺ミドル出隅を含みます。

保証内容

次の不具合のないことを保証します。
(1)シーリング目地部の著しい凝集破壊(厚み5㎜未満の薄い部位を除く)。
※凝集破壊：シーリング自身の内部まで貫通した亀裂のことであり、接着面の剥離は含まれません。
(2)シーリング目地部の著しい白化(厚み5㎜未満の薄い部位を除く)。
※著しいとは、施工年数を考慮しても見苦しく、社会通念上、明らかに補修が必要な状態を言います。
※施工起因による不具合は含まれません。また、保証内容に抵触するか否かは弊社が判断するものと致します。

保証期間

通常の使用環境下において、製品を使用した住宅、建築物の施工完了後からの年数です。
但し、この保証に基づき補償が行われた場合において、その後の保証期間は当初の保証期間の残余期間とします。
20年：AT-WALL 18VZ･15EN･15E･15EF･Archiシリーズとともに施工した場合
(※AT-WALL Archiシリーズは2023年2月以降出荷されたもの)
15年：AT-WALL 15PZ･15PN･15P･15PFシリーズとともに施工した場合
10年：AT-WALL 15F・14RW・14FWシリーズとともに施工した場合　※無塗装品を除く

保証対象条件

1.弊社が保証対象者に対して個別に保証書を発行した日本国内の新築物件とさせていただきます。
2.原則として、シーリング施工技能士、シーリング管理士または、それに相当する知識と経験を持つ施工者、あるいは日本窯業外装材協会(NYG)サイディング施工士※が施工、管理し、施工管理報告(ロット番号を明記する)が提出された物件とさせていただきます。
3.弊社純正の同質部材・純正金具・純正ビスおよび釘を使用し、設計・施工時の弊社最新版の「AT-WALL窯業系外装材総合カタログ」の技術資料、および別冊「AT-WALLテクニカルガイド」に従って設計・施工された物件とさせていただきます。
4.適正に保管され、有効期限内に高耐候シーリング材が施工された物件とさせていただきます。
5.特に、通気構法がなされていない場合は、保証の対象外になりますのでご注意ください。
※NYGが主催する「窯業系サイディング施工士認定試験」の合格者に与えられる資格です。優れた技能と知識を有した、外装工事の専門技術者です。

保証対象者

保証書の発行対象者は、元請業者様(住宅会社様、工務店様)とします。

補償方法

保証内容に記載する不具合が発生した場合は、元請業者様が保管している本保証書を提示いただいた上で、不具合が本製品に起因することを弊社が認めることを条件に、不具合が発生した部分を限度として、不具合が発生していない部分と同程度に修復させるものとして、次のいづれかの内、弊社が最も適切と判断した方法をもって対応します。

1.施工完了日から15年まで※1
(1)不具合部分の保証対象品自体の補修。
(2)不具合部分を対象とした代替製品の無償提供。
(3)不具合部分を対象とした下記金額の返金。
・施工後2年以内に発覚した不具合の場合、製品価格※2、3を上限として弊社が査定した金額※4。
・施工後3年目以降、15年までの間は製品価格※2、3を経過年数に応じて減額した額を上限として弊社が査定した金額※4。
(4)その他協議の上、最も適当と判断した方法。
※1 弊社に申し出のあった時を基準とします。
※2 高耐候シーリング材の販売当時のカタログ表示価格を基準に弊社が算定した価格。
※3 防水紙、胴縁下地その他の部材、仮設足場並びに施工手間に相当する価格は含みません。
※4 返金額は不具合の程度を考慮して弊社が判断いたします。

2.施工完了日から16年目以降～保証期間満了まで※5
不具合部分を対象とした製品価格※6に経過年数に応じた掛け率を乗じて算出した製品査定価格※7、8を上限として弊社が査定した金額の返金 ※9、または返金額に相当する弊社製品の無償提供。
※5 弊社に申し出のあった時を基準とします。
※6 高耐候シーリング材の販売当時のカタログ表示価格を基準に弊社が算定した価格。
※7 製品査定価格の算出基準

経過年数	製品査定価格(返金額の上限)
15年を越え16年まで	製品価格×50%
16年を越え17年まで	製品価格×40%
17年を越え18年まで	製品価格×30%
18年を越え19年まで	製品価格×20%
19年を越え20年まで	製品価格×10%
20年越え	0

※8 防水紙、胴縁下地その他の部材、仮設足場並びに施工手間に相当する価格は含みません。
※9 返金額は不具合の程度を考慮して弊社が判断いたします。

免責事項

製品本体保証の免責事項に加え、以下の場合も免責とさせていただきます。
(1)シーリング材の接着面が目地底を除く2面接着でない場合。(三角目地は保証対象外)
(2)設計目地寸法(基準値)は目地幅10mm×目地深さ8mmでない場合。
(3)施工許容誤差は、目地幅の基準値に対し±20%以内でなく、また目地深さは最低5mm以上で、目地深さ／目地幅の比率は1/2～1/1の範囲でない場合。
(4)シーリング目地の幅が施工時に比して、－20%から＋30%の範囲を超える変位による本製品の損傷。
(5)内装工事による振動、壁材目地の構造に著しい振動を伴う状況や目地変形が起きた場合。
(6)プライマー未使用の本製品の剥離。
(7)現場塗装におけるシーリング材の上塗り塗装の剥離、ひび割れ。
(8)保守、改装、改築に起因する本製品の損傷、ならびに人為的に加えられた本製品の損傷。
(9)有効期限を経過した製品または適正な保管がなされなかった製品を使用したと認められる場合。
(10) 5℃以下の気温で施工を行った場合。(ここでいう気温とは、該当物件に一番近い気象庁の温度測定地点の最高温度を指す)
(11)保証期間を経過後に申し出た場合。
(12)損傷ないし不具合を放置したために生じた拡大損傷の場合。

保証書発行条件

弊社指定の「保証書発行申請書」と「保証物件施工管理報告書」に必要事項をもれなくご記入の上、施工完了後3ヵ月以内に弊社支店・営業所へご提出ください。
なお、この保証は雨漏り等の現象、AT-WALL本体・純正同質部材および純正付属部材に関する保証ではありません。